

令和8年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

公益目的事業の種類及び内容

令和8年度公益目的事業の種類及び内容

(令和8年4月1日から令和9年3月 31 日まで)

令和6年の公益法人制度の改正により、当財団が公益法人として認定を受ける際に、公益目的事業の種類及び内容として行政庁に提出した内容を事業計画書に記載することとされたため、以下のとおり記載する。なお、固有名詞など、その後変更されているものなどについても、提出当時の記載のとおりとしている。

1 公益目的事業について

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率(%)
公 1	スポーツ及び文化等に関する様々な活動を行い、区民のスポーツ活動及び地域活動の活性化を促進し健康で潤いのある豊かな暮らしの実現と活力ある地域社会の形成のために、スポーツの振興及び地域振興を図る事業	94.4

2 事業の概要について

(事業の内容)

1 各種スポーツ・文化等の各種事業の実施

(1) スポーツ・文化教室の開催

杉並区民がスポーツ及び文化に親しみ、健康で潤いのある豊かな暮らしを実現するために、スポーツ庁のガイドラインに沿った感染症予防策を講じながら公益性の高い多様なスポーツ教室・講座を積極的に企画開催する。

開催場所は、区立体育施設に加え区内の障害者施設や民間スポーツ施設のほか野外スポーツ等、事業内容に応じて区外でも実施する。

事業の講師は、杉並区体育協会等に加盟する各スポーツ団体からの派遣やプロスポーツ界で活躍している方、地域で活動しているスポーツ指導者等専門性が高く指導力のある者が務め、参加者から高い評価を受けている。

(2) 各種のスポーツ大会の運営

杉並区体育協会や杉並区スポーツ・レクリエーション協会等と共催し、区民に広くスポーツの普及を図るために、杉並区区民体育祭を開催するほか、都民生涯スポーツ大会や都民スポ・レクふれあい大会への選手派遣等の支援を行い、子供から高齢者まで参加できる各種大会の開催・支援を行う。

2 スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者養成事業

杉並区内スポーツ団体の活動が安定的・発展的に行われ、団体の運営が円滑に進むように育成・支援する。

主に、区立小中学校や児童館への指導者の派遣を区内のスポーツ団体と連携して実施する。

指導者養成事業は、区受託事業として「すぎなみスポーツアカデミー」を開講し、地域スポーツの指導者や指導者を目指したいと考えているスポーツ愛好者等を対象に、地域スポーツの普及振興を促進する優れた指導者を養成するために実施する。

また、障害者スポーツ・レクリエーションの普及・振興の促進に向け、障害者スポーツ指導の基礎的知識、技術を習得した人材を養成するために、「初級パラスポーツ指導員養成講習会」を実施する。

3 スポーツの振興及び地域振興に関する普及啓発事業

杉並区民のスポーツや文化活動を促進するため、広報紙の発行やホームページの活用により、情報・知識を広く発信する。

4 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業

杉並区から受託している事業で、次の事業を実施する。

- ユニバーサルタイム:障がい者のためのスポーツのきっかけづくりとして、令和4年度から始まった。
- ふれあい運動会、ふれあいフェスタ、ふれあいスポ・レク体験会:一般区民及び障がい者を対象としたスポーツイベントを実施する。

上記の事業も、杉並区体育協会等に参加するスポーツ団体や広くスポーツ界で活躍している方等に依頼をして実施しており、専門性の高い指導力のある講師であることから参加者から高い評価を受けている。

5 杉並区のスポーツ施設管理運営事業

健康的で活力ある地域社会を形成するための拠点として、杉並区から受託するスポーツ施設の管理と貸出については、杉並区体育施設等に関する条例及び同条例施行規則に基づいて実施し、区民に対して公平にスポーツ・地域振興の場を提供している。

(事業実施のための財源)

○ 業務受託事業

業務受託施設:1施設 杉並第十小学校温水プール、蚕糸の森公園運動場(杉並第十小学校温水プールと一体管理)

業務受託料を主な財源としており、施設での貸出業務による使用料及び教室事業による参加料は区の収入としている。

○ 区補助金事業

財団本部が実施する事業で、主な財源は区補助金、教室事業等参加料で、基本財産利息収入の一部を加えている。

実施事業については、民間事業者が設定している一般的な料金に比べ、誰でも参加しやすい価格設定としている。

また、イベント・大会参加料について、基本は無料としている。

区補助金は、杉並区より、区民の健康増進を目的としたスポーツ施設振興事業の実施のため、「杉並区一般財団法人に対する助成に関する条例」及び「杉並区一般財団法人に対する助成に関する条例施行規則」に基づき補助金の交付を受けている。

3 公益目的事業該当性を確保するための取組

令和6年の公益法人制度の改正により、事業の公益性を確保するための取組を事業計画書に記載することとされたため、以下のとおり記載する。なお、記載の内容は、当財団が公益法人として認定を受ける際に行政庁に提出した内容となっており、固有名詞など、その後変更されたものなどについても、提出当時の記載のとおりにしている。
また当取組は、公益目的事業の種類及び内容と対になるものであるため、その一部としてここに記載した。

事業番号	公 1
------	-----

定款上の根拠	第4条
--------	-----

事業の種類	本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与するといえる事実
09	当財団は、スポーツ及び文化等の振興に関する事業を行うことにより、杉並区民のスポーツ活動及び地域活動の活性化を促進し、健康で潤いのある豊かな暮らしの実現と活力ある地域社会の形成に資することを目的としている。これらの公益活動を推進し、スポーツの振興及び地域振興を通じて区民の健康増進に寄与する点において、「教育スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当すると考えます。

事業区分	(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与するための)チェックポイントに該当する旨の説明	
(3) 講座、セミナー、育成	1	(位置付け) 当財団の事業目的は、スポーツ及び文化等の振興に関する事業を行うことにより、杉並区民のスポーツ活動及び地域活動の活性化を促進し、健康で潤いのある豊かな暮らしの実現と活力ある地域社会の形成に資することを目的としており、実施するスポーツ及び文化等の教室や指導者養成のための講習会、及びスポーツ団体の育成・支援事業はすべて公募により参加者を募っており、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的としている。 (周知方法) 開催に当たっては、杉並区の広報誌面への掲載、財団広報紙への掲載、財団ホームページへの掲載、チラシの配布などの周知方法により、広く幾重にも情報の提供を行っている。
	2	事業の受講対象者はすべての杉並在住・在勤・在学者であり、プログラムも幼児から高齢者、初心者から上級者、勤労者、障がい者向けに幅広い内容を提供している。
	3	スポーツ及び文化等の教室や指導者養成講習会の講師、及びスポーツ団体の育成・支援のために派遣する講師については、杉並区体育協会加盟の各スポーツ団体所属者や、スポーツ界で活躍している方等、専門性が高く、指導力のある者がつとめ、プログラム内容について受講者への定着を確認しながら指導している。また、教室や講座の終了後、参加者アンケートを実施し確認している。
	4	実施事業がスポーツ及び文化等の普及振興という公益目的である趣旨を理解していただき、講師謝礼・事業の委託料については、財団の基準に基づき適正な対価で支払っている。
(11) 施設の貸与	1	(位置付け) 健康的で活力ある地域社会を形成するための拠点として、杉並区から管理運営を受託するスポーツ施設を、区民に対して公平に貸し出している。 (貸与・周知方法) 貸与方法は杉並区の条例・規則に基づき、杉並区が運営する「施設予約システム」を用いてスポーツ及び地域活動利用目的者の登録及び貸出のための抽選を行っている。「施設予約システム」の利用は、インターネット、電話、ファックス、杉並区内公共施設に設置してあるタッチパネル機より行える。
	2	スポーツ及び文化等の普及のための施設貸出しは、杉並区在住・在勤・在学者のために、利用日の3か月前から一次・二次抽選を行い受け付けている。また、公益性の高さに応じて、杉並区の行政使用及び共催・後援事業の利用日の7から5か月前、財団の実施する事業は利用日の4か月前から、区民の利用に先行して予約を受け付けている。 貸出施設はこれらの利用でほぼ埋まり、目的外利用は国政・地方選挙の投票会場としての利用に限られるため、施設貸与のほとんどが公益目的のためとなっている。

事業区分	(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与するための)チェックポイントに該当する旨の説明	
(15) 競技会	1	<p>(位置付け) 杉並区区民体育祭の開催は、広く区民の間にスポーツを普及・振興させ健康増進を図り、区民の生活を豊かに充実させることを目的としており、参加者は公募によるものであることから、不特定多数の者の利益の増進に寄与している。 (周知方法) 開催に当たっては、杉並区の広報紙面への掲載、財団ホームページへの掲載、チラシの配布などの周知方法により、広く幾重にも情報の提供を行っている。</p>
	2	<p>大会の参加対象者は杉並区在住・在勤・在学者であり、各種目の公式ルールに基づき競技が行われる。また、結果が大会公式記録となるなど、競技スポーツの普及・振興に役立つ大会となっている。</p>
	3	<p>「杉並区区民体育祭開催基準要項」に基づき、公正なルールにのっとった大会運営を行っている。 「杉並区区民体育祭開催基準要項」は、杉並区の体育施設において提供するとともに、財団のホームページで公開する。</p>
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1	<p>スポーツ及び文化等に関する普及啓発事業は、スポーツ及び文化等に関する情報を広く区民に提供することで、スポーツおよび文化等に対する興味、正しい知識及び理解を深め、スポーツ活動及び地域活動を促進することを目的としている。</p>
	2	<p>ア(受益の機会の公開) 情報提供の方法について、広報紙「マイスポーツすぎなみ」は、新聞折り込みによる杉並区内各世帯への配布を行うとともに、区内公共施設や鉄道の各駅に設置し、広く区民の手元に届くようにしている。また、財団ホームページ上でのスポーツ振興に関する情報は、誰でも閲覧可能となっている。 スポーツ専門家の派遣については、毎事業年度当初に各区立小中学校、児童館へ事業の目的、実施内容を周知し、派遣の要望を受け付けている。</p> <p>イ(事業の質を確保するための方策) 情報提供について、広報誌については紙面構成、情報の収集など専門のスキルを持った職員が担当し、作成している。ホームページも同様で、なおかつセキュリティ対策として外部専門業者に運営を委託している。 スポーツ専門家の派遣については、実績のある指導者や選手を、体育協会やスポーツ関係事業者などを通して選出し派遣している。</p> <p>ウ(審査・選考の公平性の確保) 専門家派遣事業について、派遣の依頼を常時受け付けており、依頼内容に応じて予算の範囲内で対応している。</p> <p>エ(その他) 提供する情報は特定の団体の宣伝等ではない。</p>